

仙台市震災復興メモリアル等検討委員会設置要綱

(平成 25 年 6 月 14 日市長決裁)

(設置)

第 1 条 仙台市震災復興計画に定める震災メモリアルプロジェクト、海辺の交流再生プロジェクト等に関し、有識者等による意見交換を行い、その成果を震災復興に関する施策に反映させることを目的として、仙台市震災復興メモリアル等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 震災メモリアルプロジェクトに関すること
- (2) 海辺の交流再生プロジェクトに関すること
- (3) 前二号に掲げる事項に関する施策に関すること

(組織)

第 3 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) その他市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、1年とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって、これを定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、復興事業局震災復興室において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から実施する。